

鋼船規則

規則

A 編

総則

2016 年 第 1 回 一部改正

2016 年 6 月 30 日 規則 第 34 号

2016 年 2 月 5 日 技術委員会 審議

2016 年 2 月 22 日 理事会 承認

2016 年 6 月 24 日 国土交通大臣 認可

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

A 編 総則

1 章 通則

1.1 一般

1.1.2 ばら積貨物船及び油タンカーに関する適用の特例

-7.として次の1項を加える。

-1. 2006 年 4 月 1 日から 2015 年 6 月 30 日までの間に建造契約が行われた長さが 90m 以上のばら積貨物船であって、国際航海に従事し、かつ、航路を制限しないものに関しては、**CSR-B 編**を適用しなければならない。**CSR-B 編**に定めるもののほかは本規則の他編に定めるところによるが、適用にあたっては、**CSR-B 編**の規定に適切な配慮を払わなければならない。

-2. 2006 年 4 月 1 日から 2015 年 6 月 30 日までの間に建造契約が行われた長さが 150m 以上の二重船殻油タンカーであって、国際航海に従事し、かつ、航路を制限しないものに関しては、**CSR-T 編**を適用しなければならない。**CSR-T 編**に定めるもののほかは本規則の他編に定めるところによるが、適用にあたっては、**CSR-T 編**の規定に適切な配慮を払わなければならない。

-3. 前-1.及び-2.の適用にあたっては、次の定義による。

((1)から(3)は省略)

-4. 2015 年 7 月 1 日以降に建造契約を行う船の長さが 90m 以上のばら積貨物船及び船の長さが 150m 以上の二重船殻油タンカーであって、国際航海に従事し、かつ、航路を制限せずに自航するものに関しては、**CSR-B&T 編**を適用しなければならない。**CSR-B&T 編**に定めるもののほかは本規則の他編に定めるところによるが、適用にあたっては、**CSR-B&T 編**の規定に適切な配慮を払わなければならない。

-5. 前-4.の適用にあたっては、次の定義による。

((1)から(3)は省略)

-6. 前-4.にかかわらず、2015 年 7 月 1 日から 2016 年 6 月 30 日までの間に建造契約が行われた船の長さが 90m 以上のばら積貨物船であって、国際航海に従事し、かつ、航路を制限せずに自航するものに関しては、**CSR-B&T 編**及び **CSR-B 編 10 章 1 節**を適用しなければならない。**CSR-B&T 編**及び **CSR-B 編 10 章 1 節**に定めるもののほかは本規則の他編に定めるところによるが、適用にあたっては、**CSR-B&T 編**及び **CSR-B 編 10 章 1 節**の規定に適切な配慮を払わなければならない。なお、適用にあたっては、前-5.の定義による。

-7. **SOLAS 条約第 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶**にあつては、**CSR-B&T 編**を適用しなければならない。

附 則

1. この規則は、2016 年 6 月 30 日から施行する。